

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 歯科衛生士法施行細則（昭和58年鳥取県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県歯科衛生士法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）の施行に関しては、歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号。以下「政令」という。）</u>、<u>歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号。以下「省令」という。）及び歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年^{文部省}厚生省令第1号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>歯科衛生士法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）</u>、<u>歯科衛生士法施行令（昭和28年政令第384号。以下「政令」という。）及び歯科衛生士法施行規則（昭和24年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（免許証の様式）</p> <p>第2条 <u>法第6条第2項に規定する歯科衛生士免許証（以下「免許証」という。）は、様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>（歯科衛生士籍訂正申請書の様式）</p> <p>第3条 <u>政令第3条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>（歯科衛生士籍登録抹消申請書の様式等）</p>

<p>(業務従事者届出手続)</p> <p><u>第2条 法第6条第3項の規定による届出は、就業地を所管する総合事務所長に省令第9条第3項に定める届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(申請書等の経由)</p> <p><u>第3条 政令又は歯科衛生士学校養成所指定規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、学校養成所の所在地を所管する総合事務所長を経由して提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第4条 政令第4条第1項に規定する申請書は、様式第3号によるものとする。</u></p> <p><u>2 歯科衛生士が死亡し、又は失そその宣告を受けたときは、前項の申請書にその旨を証する書類を添えなければならない。</u></p> <p>(免許証書換え交付申請書の様式)</p> <p><u>第5条 政令第5条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>(免許証の再交付申請手続)</p> <p><u>第6条 政令第6条第1項の規定による申請は、様式第4号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(免許証の返納手続)</p> <p><u>第7条 政令第6条第3項又は第7条第2項の規定による返納は、様式第5号による返納書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(合格証書の様式)</p> <p><u>第8条 省令第10条に規定する合格証書は、様式第6号のとおりとする。</u></p> <p>(合格証明書の交付出願手続)</p> <p><u>第9条 省令第11条の規定による出願は、様式第7号による出願書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(申請書等の経由及び提出部数)</p> <p><u>第10条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類(省令第8条に規定する受験願書を除く。)は、県内で業務に従事する歯科衛生士にあっては就業地、その他の者であつて県内に住所を有するものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副2部、その他の場合にあつては1部とする。</u></p>
---	---

第2条 歯科衛生士法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。